

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 <第1章 総則> 第1条（略） 第2条（定義） （1）～（39）（略） <u>（40）「ドコモ mini インターネット接続サービス」</u> <u>当社が別に定める「ドコモ mini インターネット接続サービスご利用規則」に規定するドコモ mini 利用者向けインターネット接続サービス</u> （41）「ドコモ UIM カード」 携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、回線契約に基づきお客様に貸与されるカード （42）iD 提携クレジット会社」 iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社 （43）「MasterCard 提携クレジット会社」 MasterCard と提携する銀行及びクレジット会社 （44）「Visa 提携クレジット会社」 Visa Worldwide と提携する銀行及びクレジット会社 （45）「提携クレジット会社」 iD 提携クレジット会社、MasterCard 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会社の総称 （46）「サービスサイト」	本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 <第1章 総則> 第1条（略） 第2条（定義） （1）～（39）（略） <u>（新設）</u> （40）「ドコモ UIM カード」 携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、回線契約に基づきお客様に貸与されるカード （41）iD 提携クレジット会社」 iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社 （42）「MasterCard 提携クレジット会社」 MasterCard と提携する銀行及びクレジット会社 （43）「Visa 提携クレジット会社」 Visa Worldwide と提携する銀行及びクレジット会社 （44）「提携クレジット会社」 iD 提携クレジット会社、MasterCard 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会社の総称 （45）「サービスサイト」

d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://dcard.docomo.ne.jp>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。） （4 7）「Member's Menu」 当社が Member's Menu と呼称しているインターネット上の会員向けサービス 第 3 条（略） 〈第 2 章 d カード契約の締結〉 第 4 条～第 7 条（略） 第 8 条（ケータイ iD 利用番号の届出） 1 本会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、これに利用する携帯電話番号（当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を除きます。なお、その他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合は、当該携帯電話端末に挿入するドコモ UIM カードの携帯電話番号をいい、次項において同じとします）を当社へ届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を本会員のケータイ iD 利用番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 （1）（略） （2）ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき （3）（略） 2 本会員は、第 6 条第 1 項の指定時（以下「家族会員指定時」といいます）に、家族会員がケータイ iD サービスに利用する携帯電話番号を届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を当該家族会員のケータイ iD 利用番号として登録しま	d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://dcard.docomo.ne.jp>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。） （4 6）「Member's Menu」 当社が Member's Menu と呼称しているインターネット上の会員向けサービス 第 3 条（略） 〈第 2 章 d カード契約の締結〉 第 4 条～第 7 条（略） 第 8 条（ケータイ iD 利用番号の届出） 1 本会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、これに利用する携帯電話番号（当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を除きます。なお、その他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合は、当該携帯電話端末に挿入するドコモ UIM カードの携帯電話番号をいい、次項において同じとします）を当社へ届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を本会員のケータイ iD 利用番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 （1）（略） （2）ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき （3）（略） 2 本会員は、第 6 条第 1 項の指定時（以下「家族会員指定時」といいます）に、家族会員がケータイ iD サービスに利用する携帯電話番号を届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を当該家族会員のケータイ iD 利用番号として登録しま
---	---

す。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 (1) (略) (2) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき (3) (略) 3 (略) 第9条～第13条 (略) 第14条 (ご利用携帯電話番号の届出) 1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント (ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます) を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 (1) (略) (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき (ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。) (3) (略) 2 本会員は、家族会員指定時に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント (ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます) を届け出るも	す。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 (1) (略) (2) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき (3) (略) 3 (略) 第9条～第13条 (略) 第14条 (ご利用携帯電話番号の届出) 1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント (ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます) を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 (1) (略) (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき (ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。) (3) (略) 2 本会員は、家族会員指定時に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント (ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます) を届け出るも
---	---

のとします。なお、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合及び、Member's Menu より第 6 条第 1 項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自らが届け出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は家族会員用 d カード発行後の手続きとなり、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らも当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。）当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 （１）（略） （２） ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。） （３）（略） ３～５（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 15 条（利用準備等） １～２（略） ３ 会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、利用準備の他、自己の責任及び費用負担において、対応携帯電話端末及びこれに付随して必要となるドコモ UIM カード等の各種機器の準備、ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線で sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約の締結その他の必要な準備を行うものと	のとします。なお、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合及び、Member's Menu より第 6 条第 1 項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自らが届け出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は家族会員用 d カード発行後の手続きとなり、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らも当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。）当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 （１）（略） （２） ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。） （３）（略） ３～５（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 15 条（利用準備等） １～２（略） ３ 会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、利用準備の他、自己の責任及び費用負担において、対応携帯電話端末及びこれに付随して必要となるドコモ UIM カード等の各種機器の準備、ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線で sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約の締結その他の必要な準備を行うものとします。
--	--

します。 4（略） 第16条～第17条（略） 第18条（ケータイID 会員番号の再付与） 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、ケータイID 会員番号を再付与します。この場合、従前のケータイID 会員番号は失効します。 （1）～（5）略 （6）ケータイID 利用番号に係る回線契約について、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスが廃止となった後に再度利用可能となり、会員からケータイ ID 会員番号の再付与の申し出があったとき （7）略 2～3（略） 第19条～第31条（略） 〈第4章 d カード利用代金等の決済方法〉（略） 〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉 第38条（略） 第39条（d カードサービスの利用停止） 1（略） 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じてい	4（略） 第16条～第17条（略） 第18条（ケータイID 会員番号の再付与） 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、ケータイID 会員番号を再付与します。この場合、従前のケータイID 会員番号は失効します。 （1）～（5）略 （6）ケータイID 利用番号に係る回線契約について、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は <u>irumo</u> インターネット接続サービスが廃止となった後に再度利用可能となり、会員からケータイ ID 会員番号の再付与の申し出があったとき （7）略 2～3（略） 第19条～第31条（略） 〈第4章 d カード利用代金等の決済方法〉（略） 〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉 第38条（略） 第39条（d カードサービスの利用停止） 1（略） 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じてい
--	---

たきます。 (1)～(6) (略) (7) 本会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更若しくは機種変更等、又はケータイ iD 利用番号について sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービス廃止等、当社所定の事由が発生したとき (8)～(11) (略) 3～5 (略) 第40条～第43条 (略) 〈第6章 雑則〉 第44条 (免責条項) 当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。 (1) 会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、ケータイ iD 利用端末又はその他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき (2) (略) 第45条～第52条 (略) 第2部 ショッピングサービス	たきます。 (1)～(6) (略) (7) 本会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更若しくは機種変更等、又はケータイ iD 利用番号について sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービス廃止等、当社所定の事由が発生したとき (8)～(11) (略) 3～5 (略) 第40条～第43条 (略) 〈第6章 雑則〉 第44条 (免責条項) 当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。 (1) 会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、ケータイ iD 利用端末又はその他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、若しくは irumo インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき (2) (略) 第45条～第52条 (略) 第2部 ショッピングサービス
---	---

第 1 章～第 3 章（略） 第 3 部 キャッシングサービス 第 1 章～第 4 章（略） 【別紙】（略）	第 1 章～第 3 章（略） 第 3 部 キャッシングサービス 第 1 章～第 4 章（略） 【別紙】（略）
---	---